

1 施設の概要

施設の概要は以下のとおりです。対象児童や利用できる時間等が異なります。

施設区分	施設の概要	対象児童	開所時間	申込先
地域型保育事業所	小規模保育など少人数（19人以下）で児童の保育を行う施設	保育の必要性がある 0～2歳児	○保育標準時間 最長11時間 ○保育短時間 最長8時間	市
認可保育所	就労等のため、児童を家庭で保育できない保護者に代わり保育を行う施設	保育の必要性がある 0～5歳児	・施設により開所時間は異なります。 ・保育時間は、保育の必要性の事由により市が判定します。 「2保育の必要性と保育必要量」参照	
認定こども園（保育）	保育所と幼稚園の両方の機能を持ち、保育と教育を一体的に行う施設	満3歳～5歳児	4時間程度 +預かり保育 ・施設により開所時間は異なります。	
認定こども園（教育）				
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う施設			施設

※保育の必要性とは、父、母いずれもが、就労等の事由により家庭での保育が困難であることです。「2 保育の必要性と保育必要量」参照

※認定こども園（教育）、幼稚園については、4時間程度の開所時間に加えて預かり保育（延長保育）があります。

カンパチロウの質問①



鹿屋市PR係長
かのヤカンパチロウ ©鹿屋市

Q.いろいろな施設がありますがどのように選べば良いですか？

A.施設への見学をお勧めしております。

ご自宅や通勤経路からの利便性や教育・保育方針、園の雰囲気、利用料金等を確認してください。お子様同伴のうえ見学をお勧めいたします。また、アレルギーや障がい、療育等により集団生活の際に配慮が必要な場合は、安全な保育を実施するために事前に施設へお伝えください。

見学は、保護者の方から直接施設へ連絡を行っていただいております。各施設の連絡先は、以下のサイトから確認できます。

【鹿屋市パパ・ママ・子どもの便利帳「09 保育所・認定こども園・幼稚園」】

《URL》

<https://www.city.kanoya.lg.jp/kokanri/benrityou.html>

《QRコード》

